

国家よ、クォ・ヴァディス —70周年記念「学術調査研究」課題として—

広井大三

“民族主義”の木は残った 大雑把な見方ではあるが、第二次世界大戦が終わった時点で、世界的レベルで影響力があるイデオロギーとしては、資本主義（自由主義）、社会主義（共産主義）、民族主義の三つが拮抗していたが、この内の資本主義と社会主義とが、民族主義を互いに取り込もうとする三角関係的な点と線の図式でもって、いわゆる、冷戦を展開した。そして、双方が、かなりの犠牲を払い、疲弊もした半世紀の総決算として、社会主義の開祖・ソ連邦が崩壊し、その守護神の社会主義は、今や、すっかり存在価値を喪失してしまい、一方の資本主義のほうも、対抗物の喪失によって自己の存在理由を誇示する氣勢を殺がれて影が薄くなり、結局、民族主義だけが、相変わらず激しい自己主張を展開しているというのが、現代の世界情勢のスケッチである。

かつて、ハンス・コーン（1891～1971。チェコスロヴァキア生まれの歴史家。後にアメリカの大学で教壇に立つ。ナショナリズムの研究で有名。）やトインビー（1889～1975。イギリスの歴史家。大著『歴史の研究』が有名。）という明哲は、イデオロギーの対立の終焉の後には民族主義の対立が残ると吐露していたが、まさに、その通りになったわけであり、今更ながら歴史に対する洞察力に敬服してしまうのであるが、では、この民族主義の対立が、21世紀を展望した場合、今後、どのような様相と軌跡を描くことになるのか。この問に対する解答までも、この二人の明哲は、歴史の教訓として提示してはいないのである。

孫悟空式回帰論 民族というものが集団としての一つのまとまりを示したものが、原理的意味での国家であり、人類は、これまで世界史の名において、国家の、国家による、国家のための歴史を、紆余曲折を辿りながらも連綿と綴ってきたのであるが、21世紀においても、民族を基軸とした、いわゆる、民族国家というものが、脈々と生き続けて行くのであろうか。と言うと、あまりにもエクセントリックな問い掛けと受け取られてしまうだろうが、私は、決して国家否定論者ではない。ただ、私は、民族国家の、21世紀における発展の方向を模索し、民族国家のQuo vadis?（何処へ行くのか）を問いたいのである。

何故なら、国家（民族国家）は、常に法学や政治学の主題であるからである。法学や政治学は、基本的な特徴として、国家学としての性格をもっているため、国家論から離脱したアプローチには限界があり、どうしても発想の根幹に国家を据えた視座を構えなければ

ならない。したがって、一時的な傾向として、法学や政治学から国家論が疎外されるような脱国家の状況が出現しても、それは、所詮、時代の流行現象でしかすぎず、流行が廃たれば、やがてまた、国家論が浮上してくるという国家論への回帰が必然的に繰り返されるのである。国家学としての本質的な性格が潜在する限り、国家論から始まり、国家論へ帰るといふ学理の道程を回避することはできず、それは恰も、孫悟空が釈迦如来の手のひらから飛び出すことができなかつたように、たとえ、国家論からの脱却を試みても、気がついたときには、依然として国家論の周辺を旋回しているにすぎないという孫悟空式回帰に終始するというのが、私の目下の体験的感慨である。

国家とは何か このように学問的に付きまとう国家について、私は自分の携わる国際法や外交学の立場から思いを馳せざるを得ないわけであるが、昨今のボスニア・ヘルツェゴビナ紛争やチェチェン紛争のように、民族独自の国家をもとうとする強い欲求のために多大の人命の犠牲さえ厭われないという激動の実態を見ると、これほどまでに必要とされる国家（民族国家）とは、そもそも何だろうかと思ひ改めて考えさせられるのである。

国家は、民族を基本的な単位とする団体であり、民族統合のシンボルであるが、この国家概念を、国際法の文脈で表現すると、次のようになる。すなわち、

『国際法上の人格としての国は、次の資格、すなわち、(イ)永久的住民、(ロ)明確な領域、(ハ)政府、及び(ニ)他国と関係を取り結ぶ能力、をもたなければならない。』（1933年モンテヴィデオ条約。正式には「国の権利及び義務に関する条約」第1条）

要するに、一定の国民と領土の他に、外国と外交関係を樹立する能力をもつ実効的な政府が存在すると、それを国家と呼べるわけであり、この文脈で考えると、民族のシンボルとしての国家像が、かなり鮮明な輪郭をもって来るように思えるのであるが、しかし、実態的には、国家は、きわめて抽象的な存在で、われわれは、視覚によって国家を見ることはできず、触覚によって国家に触れることもできない。つまり、具体的な形をもった存在として国家像を描くことは困難である。皇居や国会議事堂や総理大臣官邸は見る事ができるし、その建造物に触れることはできるが、それらの建造物や、そこに働く職員が、国家そのものでは決してなく、それらは、あくまでも国家の一機関にすぎない。わが国では無理であるが、外国と陸地で隣接する国境を見ることがあっても、そこに国境線に沿った立体的な国家像を描き出すことはできない。だから“群盲象を評す”の譬に似て、われわれは、具体的には見えない国家について、「ああでもない。こうでもない。」と言ひ合ひながら悲喜こもごもの歴史を綴って来ているのである。

私の研究課題 ともかく、国家は、きわめて抽象的な存在である。その抽象的な——だから目で見ることができない国家をめぐる、自分たち民族の国家が欲しいばかりに、旧

ユーゴスラビアやチェチェンで、民族主義が台頭し激突して、かなりの人命が失われたのである。それほどまでに、民族国家樹立の願望は強烈なのであって、しかも、そうした願望は、旧ユーゴスラビアやチェチェンだけに限らないのである。その意味で、多数の民族から構成される、いわゆる、多民族国家は、今後、安閑としてはいられないリスクを抱え込んでいるわけである。

例えば、昨年（1994年）の12月15日付の朝日新聞によると、中国で、企業の名前に“連邦”という言葉を使用することを禁止したと報じられていたが、その理由は、中国が連邦国家であるかのような誤解を与えることを避けるためであった。しかし、手元にある資料を見ると、1987年の『上海世界経済導報』7月13日号では、中国の将来の志向として連邦制化の議論が行われていることが紹介されているのであるが、これは、つまり、中国が、多民族国家としてシンチャンウイグル、チベット、内モンゴル等の異民族地域を多く内包しているからである。その中国が、“連邦”という名称の使用を——たとえ、民間レベルであっても——禁止したということは、中国の将来展望として、内部の民族主義の台頭に相当の神経を使い始めていることが窺われるのである。

中国は連邦制国家ではないが、一般に多民族国家は連邦制を採用しており、現在、連邦制国家は意外と多く存在している。そうした現存する連邦制国家の中で、連邦制の根幹を揺るがすような民族主義的内紛に苦慮する国が、これまた意外と多いのであるが、そこでは、民族的内部抗争が、連邦から離反しようとする分離独立運動へと発展する契機を孕んでいるわけで、そうなれば、連邦制システムそのものを否定する結果にもなるのである。

ところが実に興味深いことには、現代においては、そうした連邦離反志向とは全く逆に、連邦形成志向が存在するのである。すなわち、EU（欧州連合）のように、過去の民族的抗争のしがらみを棄てて、民族的統合による新しい連邦を将来的に樹立しようとする動向も顕在するのである。

こうした民族と国家に係わる現代の趨勢に思いを巡らすと、連邦制という国家形態の、21世紀における在り方に非常に関心をそられるのであって、本学の創立70周年記念事業「学術調査・研究」の一環としての“21世紀における国家主権と人権、および、民族自決権の法的概念の実証的研究”に私が参画して、今後の連邦制国家の動向をアプローチしようと思立ったのも、以上の関心からである。

現代の連邦制国家 連邦制と言うのは、基本的には既存の複数の国家が、彼ら間の条約に基づいて合体し、別個の新国家を樹立する場合を指すが、先に触れたように多民族国家が連邦制を形成するが多い。現在の時点で連邦制を採用している国は、23か国にも及んでおり（D. J. Elazar ed., *Federal System of the World*, 2nd ed., 1994, p. xvii）、そ

の中にはアメリカ合衆国やロシアやカナダのような大国もあれば、中部太平洋のミクロネシア連邦（人口は約9万）のような小国も含まれている。

アメリカ旅行を体験して痛感することは、50もの州（stateは言うまでもなく国を意味している）から成る広大な領域を（面積は日本の約22.5倍）が、一つの国として存在することの不思議さであるが、その感慨は、カナダ旅行の際にも同様であった。しかし、スイスに行ったときには、アメリカやカナダとは逆に、日本の九州ほどの小国が22の構成国（カントーン）から成る連邦制国家として古くから存在することの面白さを味わったのであるが、こうした大小含めた連邦制国家の存在意義（存在理由）は、21世紀においても普遍的妥当性を維持し得るのかどうか。多民族国家の宿命として、連邦の解体、ないしは、連邦からの分離は避けられないのか。文化的発展段階が同レベルの民族で、政治的、経済的欲求に共通性があるのであれば、国家形態としては、むしろ、連邦制がベストなのか否か。連邦分離現象と連邦形成現象という二律背反的な現代の事象を、どのように整合して理解し、21世紀の民族問題と国家の行方を展望したらよいのか。

こうした問題意識を踏まえて、多面的に連邦制の研究にタッチして行くつもりであるが、当面、まず、連邦形成現象としてのEUの動向について、それが究極的な理念として連邦制を希求していることを前提にし、かつ、21世紀における民族と国家の係わりを視座に据えて、実証的に探索してみたいと思うのである。

EUとは自分のことかとECが言い EUを研究するためには、西ヨーロッパの現況を一目見ておく必要があるので、今年の夏、二十数年ぶりに短期間ではあったが、西ヨーロッパを駆け足で回ってきたが（7月16日から7月27日まで）、EUへの加盟をめぐるオーストリアの国民投票で、加盟が承認された（6月12日の国民投票で賛成66%、反対33%の大差で承認された）直後ということもあって、全体的にEUの未来に対し、自信が^{みなぎ}っているのを実感した。

本稿執筆の時点では、オーストリアに次いでフィンランド（10月16日、国民投票）とスウェーデン（11月13日、国民投票）の加盟が決定して、EU加盟国は、15か国へ拡大されたが、これによってEUは、人口で約3億7千万人をカバーすることになるので、新しいヨーロッパの地図づくりは、漸進的ではあるが、加速度がついてきて、着実に現実性を増して来ていると言えると思う。

ところで、EUという呼称であるが、1993年11月、マーストリヒト条約の発効にともない、EC閣僚理事会が“EU（欧州連合）理事会”へと呼称変更を決定したこともあって、わが国でも、94年頃からECに代わってEUが使用されるようになったが、ベルギーのブリュッセルにあるEC委員会は、EUという呼称を用いておらず、今でもEC委員会のままであ

り、法的には、依然として、欧州経済共同体（E E C）、欧州石炭鉄鋼共同体（E C S C）、欧州原子力共同体（E U R A T O M）という三共同体共通の委員会であるが、わが国のマスコミの中には、E U 拡大の追い風に、わが国までが、すっかり乗ってしまったようなムードで、E C 委員会をE U 委員会として紹介している場合があるのには、少々、勇み足を感じを受ける。

とは言え、E U の流れが、最早、後戻りできない大きな潮流となっていることは確かであると思う。15の加盟国は、各々、異なる歴史と文化と、いわゆる、アイデンティティとをもった民族（国民）から構成されており、各加盟国が、国家として文化的に完全に同化してしまうことはないと思うが、地理的に接近しており、人的、経済的交流が日常化してしまっている現実を見る限り、欧州連合、ひいては、欧州連邦（“欧州合衆国”）への構想に向かって、機能的に着実に進展していることは否定できない。そうした進展状況は、「統合のバスは、もう既に走り出している。皆が乗っているのにイギリスだけタクシーで行くわけにはいかない。」というイギリス元E C 委員会副委員長コーフィールド卿の述懐の中に端的に披瀝されているのである。

国家連合と連邦制 E U（European Union）は“欧州連合”と訳されているが、“連合”ということであれば、国際法上の国家連合の一形態と考えることができ、概念的には、複数の国家が、彼ら間の条約に基づいて結合し、独自の機関を設立して、その機関に構成国に対する特定の権限を与える場合を指すが、通例としては、国家連合それ自体が、国際法上の主体になるのではなく、連合構成国が、依然として国際法上の主体性を保持することになる。そして、国家連合が相互の結合を強化することによって、連邦制へと発展的に移行する場合が、歴史の事象として窺えるのであるが、欧州連合も、“ヨーロッパ合衆国”という言葉に象徴される連邦制を究極的に志向するものと考えられる。そうであれば、連邦制の通則として、対外的交渉は、連邦全体として遂行することになり、必然的に連邦構成国は対外的交渉権を放棄し、外交関係、条約の締結、戦争の遂行、講和の締結などの権限を喪失するわけであるが、この点、E U の場合、共通の外交政策や軍事的安全保障政策への対応を、どのように準備して行くのか。その意味で、旧ユーゴスラビア紛争へのE U の対応に注目していたのだが、期待していただだけの成果を発揮できなかったのは残念であった。

E U が、その究極の目標に到達するためには、通貨統合（単一通貨の導入）という大問題の他に、構成国の国家主権とE U の意志決定方式に絡む多くの難問をクリアしなければならないが、そうした難問の一つとして私が特に関心を抱いているのは、このたび、E U に加盟したオーストリア、スウェーデン、フィンランドに共通する中立政策が、どうシフ

トされるかという問題である。

スウェーデンは、将来的には中立政策を放棄する意向を表明しているものの、三国とも、国民感情を配慮して、伝統的な中立政策とEUの共通政策との両立を意図せざるを得ないのが実情であるが、将来的にはEUの共通の外交政策、共通の安保政策との兼ね合いで、その中立政策の放棄を迫られることも予想されるので、この点、双方にとって大きな課題を抱え込んだと言えるように思う。

研究のパラダイム 連邦制をめぐる民族と国家の関連を研究する場合、その研究を体系付けるパラダイム（中心的考え方）は、EUを対象にするだけでは浮き彫りにはできず、先にも触れた連邦離反現象にも当然に着目しなければならない。だから例えば、チェチェン紛争を契機に、連邦国家ロシアを構成する共和国間に台頭した“モスクワ不信”と共和国の主権拡大要求の行方は、非常に気懸りであり、また、カナダのケベック州の動向、更には、将来的な観点でアメリカ合衆国におけるニューメキシコ州、カリフォルニア州、テキサス州、アリゾナ州で増大するメキシカン（ヒスパニック）の帰趨などは、今回の“学術調査研究”上の課題として、どうしても無視できない道標のようなものである。

(1995・2・25記)